

介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費支給対象サービス利用者負担額

(令和8年4月1日現在)

サービスに要した費用の原則1割

月額負担上限額については、各市町村長が定めた額

サービスの種類	ご利用額
就労継続支援A型事業	・利用料 619円／1日あたり ・福祉専門職員配置 15円／1日あたり ・賃金向上達成指導員配置 70円／1日あたり ・欠席時対応 94円／月4回まで ・初期 30円／1日あたり ・利用者負担上限額管理 150円／1月あたり ・食事提供体制 30円／1日あたり ・就労移行支援体制 87円／1日あたり ・福祉・介護職員等処遇改善 総利用額の11.2%
就労継続支援B型事業	・利用料 620円／1日あたり ・福祉専門職員配置 15円／1日あたり ・目標工賃達成指導員配置 40円／1日あたり ・目標工賃達成 10円／1日あたり ・欠席時対応 94円／月4回まで ・初期 30円／1日あたり ・利用者負担上限額管理 150円／1月あたり ・食事提供体制 30円／1日あたり ・送迎 21円／1回あたり ・福祉・介護職員等処遇改善 総利用額の10.9%
生活介護事業	- 利用料 ・区分6 1,049円／1日あたり ・区分5 775円／1日あたり ・区分4 533円／1日あたり ・区分3 475円／1日あたり ・区分2 429円／1日あたり ・人員配置(全区分) 321円／1日あたり ・福祉専門職員配置(Ⅰ)(全区分) 15円／1日あたり ・福祉専門職員配置(Ⅲ)(全区分) 6円／1日あたり ・常勤看護職員等配置(全区分) 28円×看護職員の配置人数／1日あたり ・重度障害者支援体制(Ⅰ)(全区分) 50円／1日あたり ・欠席時対応(全区分) 94円／月4回まで ・初期(全区分) 30円／1日あたり ・利用者負担上限額管理 150円／1月あたり ・食事提供体制(全区分) 30円／1日あたり ・送迎(全区分) 49円／1回あたり ・入浴支援 80円／1日あたり ・福祉・介護職員等処遇改善 総利用額の9.7%